

被告は日本政府・東京電力(東電設計) 訴えたのはインドネシアのODA被害者

ODA(政府開発援助)を問う初めての裁判
コトパンジャン・ダム被害者住民裁判
東京高等裁判所・第一回口頭弁論

3月2日(金)

13:30 傍聴券抽選(予定)

裁判所前 (地下鉄「霞ヶ関」A1出口)

14:00 口頭弁論(101号大法廷)



アリ・アムランさん

原告住民 5,921人 を代表して、アリ・アムランさん(54歳)が来日
され、意見陳述を行います。ぜひ傍聴に来てください。傍聴席(99
席)を満杯にして、ODA被害者の訴えを聞いてください。

◆日本政府はゆっくりと私たちを殺そうと している

ODA(政府開発援助)によるダム建設で、移住を
強制されたインドネシアの住民はこう語ります。

2002年、日本の裁判史上初めて、ODAを問う裁
判が提訴されました。インドネシア・スマトラ島に建
設されたコトパンジャン・ダム被害者住民、原告の
数は8,396人です。インドネシアは、日本のODAが
最も投じられた国です。

「援助とは名ばかり、日本企業とスハルト独裁ファ

◆◆ 裁判報告集会 ◆◆

同日18:30～、すみだ産業会館

(JR総武線・中央線「錦糸町」南口前、

「丸井テパート」と同じビル)

- ・原告住民からの訴え
- ・弁護団からの報告
- ・第2回ODAを問う国際連帯シンポジ
ウム(仮称)のよびかけ ほか

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 <http://www.kotopan.jp/>

東京都新宿区筑土八幡2-21-301 (E-mail) info@kotopan.jp, (TEL/FAX) 050-3682-0769

【連絡先】090-8442-1275 (斎藤) 090-8455-5352 (山口)



東京地裁不当判決後の記者会見 (2009年9月10日)

ミリーが儲けるためだけに建設されたダムです。私たちは、ただただ苦しみを味わっただけです」-住民はこうも語ります。

その日本企業とは、東電設計(株)。東京電力グループの1社です。コトパンジャン・ダム建設においては、案件さがし・調査・設計・建設監理まで全面的に担いました。さらに、水がたまらない欠陥ダムとあっては目も当てられません。

東電設計(株)は、福島第一原発の基本設計も行っています。インドネシアで23,000人の生活・自然・文化を奪い、そして福島でも原発によって住民のふるさとを。責任は重大です。

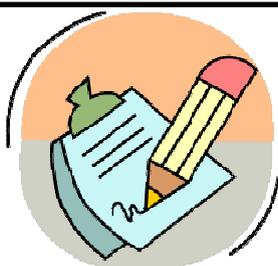
◆被害事実すら認定しなかった東京地裁不当判決

2009年9月10日、東京地方裁判所(中村也寸志裁判長)は、コトパンジャン住民8,396人とインドネシア環境フォーラム(WALHI)が求めた損害賠償請求を全て退ける不当判決をくだしました。日本のODAによるダム建設がもたらした強制移住・生活破壊・自然環境破壊に全く目をむけず、被告である日本政府・東電設計・JICA(国際協力機構)の主張だけを丸飲みした、人権感覚欠如、国際的常識からもかけ離れたものです。被

告・JICAによる調査資料に被害事実が書かれているにも関わらず、それさえ認定しない不当極まりない国策判決でした。

控訴審では、原告側は新たな証拠もそろえ、ODAのウソを明らかにしていきます。逆転勝訴に向け、ご支援をお願いします。

公正判決要請署名にご協力をお願いします。



事実認定すらしなかった東京地裁の歴史的不当判決を逆転勝訴させるために、国内外での運動を大きく盛り上げましょう。

控訴審は非常に早く進行する可能性があり、裁判所が運動の高まりを認識するに足る数の署名を、短期間に集中したいと思います。すでにインドネシア現地でも「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」によって、公正判決を求める独自の署名が数千名分集められています。



フクシマの事故が収束していないにも関わらず、政府はヨルダン・ベトナムなどに原発輸出を進めています。ODAは、原発輸出の相手国から受注を得るために「パッケージ」として使われています。

「開かれた国益の増進」・・・これが政府の掲げているODAの目的です。1%の人たちの利益が「国益」とされ、原発まで輸出する。こんなODAは即刻やめさせなくてはなりません。